

(写)

平成22年11月19日

新宿区長

中山 弘子様

新宿区特別職報酬等審議会

会長 濱田一成

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

平成22年11月19日付け22新総総総第1850号により

諮問があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会長	濱田一成
会長職務代理	渡辺芳子
委員	内田幸次
委員	大熊勝
委員	大室新吉
委員	久保謙維
委員	高橋正則
委員	牧野さつき
委員	宮嶋忍
委員	山添巖

答 申

1 はじめに

新宿区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成22年11月19日、新宿区特別職の報酬等の改定について、新宿区長から意見を求める諮詢を受けた。

審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもとに、区民の信頼に応えるよう公平かつ公正な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡等を考慮し審議を行った。

2 区政を取り巻く社会経済情勢

現在、わが国の経済情勢は、失業率が高水準で推移し、企業収益は大幅な減少が続いている。平成22年10月の政府月例経済報告では、「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と判断しており、依然として厳しい雇用情勢や所得低迷の長期化など、先行きは極めて不透明である。

区においても、財政調整基金の大幅な減額や特別区民税の減収見込みなどから、厳しい財政状況に置かれている。

こうした区財政を取り巻く環境のもと、今後の経済情勢にも柔軟に対応できる財政基盤を確保することにより、引き続き区民生活を支え、活力に満ちた地域社会を実現し、必要な施策を着実に実施していく必要がある。

3 特別職報酬等の経過

現行の議員報酬、区長及び副区長の給料は、平成21年12月1日に、それぞれ0.38%減額する改定を行ったことによるものである。また、期末手当の年間支給月数は0.25月分減額し、3.25月としたところである。

4 平成22年特別区人事委員会の給与勧告の主な内容について

- (1) 職員給与が民間給与を上回っており、公民較差(△1,259円、△0.3%)を解消するため、引き下げ改定する。
- (2) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数を、現行4.15月分から3.95月分に0.2月分引き下げる。

5 特別職報酬等の改定の必要性について

特別職の報酬等は、その役割や職責の重さなどに見合ったものでなければならぬとともに、区民の理解を得ることができるものでなければならない。

このことをはじめ、社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡等を総合的に考慮し、次のような措置を講ずることが必要であると考える。

(1) 月額報酬等について

月額報酬等については、現行水準から0.3%引き下げるべきである。

昨今の景気の低迷は足踏みの状態であり、本区においても、中小企業をはじめ多くの区民の生活に深刻な影響を及ぼし長期化している。こうした社会経済情勢や区民意識等を勘案すると、特別職においても、一般職員と同様に平成22年の公民較差である0.3%引き下げることが妥当である。

(2) 期末手当の年間支給月数について

期末手当の支給月数については、現行の3.25月分から3.1月分に0.15月分引き下げるべきである。

これは、一般職員が0.2月分（期末手当0.15月分、勤勉手当0.05月分）引き下げる中で、特別職に対しては勤務実績に応じて支給される能力、実績給である勤勉手当が支給されないこと、また、国、都、他区の状況等を考慮して、0.15月分引き下げることが妥当であると判断するものである。

6 結論

審議会では、前段で指摘した検討や必要性を踏まえ、総合的に判断した結果、改定内容については、次のとおりすべきであるとの結論に達した。

(1) 区長、副区長の給料月額

区分	改定額(円)	現行額(円)	改定率(%)
区長	1,166,000	1,170,000	△0.3%
副区長	934,000	937,000	△0.3%

(2) 議会の議員の議員報酬月額

区分	改定額(円)	現行額(円)	改定率(%)
議長	942,000	945,000	△0.3%
副議長	804,000	806,000	△0.3%
委員長	662,000	664,000	△0.3%
副委員長	632,000	634,000	△0.3%
議員	615,000	617,000	△0.3%

※改定額算定の結果、給料・議員報酬とともに、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

(3) 議会の議員、区長及び副区長の期末手当の年間支給月数

区分	改定後	現行	改定内容
期末手当	3. 1月分	3. 25月分	△0. 15月分

(4) 改定の実施時期

改定の実施時期については、今回の改定の趣旨を踏まえ、一般職員と同様、平成22年12月1日からとすることが適当である。

7 おわりに

本審議会は、区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。この内容を十分に尊重され、実施に向けて努力されることを望むものである。

昨今の中央集権から地域主権への大きな流れの中で、新宿区と新宿区議会は、区民ニーズに即した行政サービスが受けられる体制の構築や簡素で効率的な行政改革などに積極的に取り組み、高く評価できる。しかしながら、今の厳しい社会経済情勢を考慮し、今回の結論に達したものである。

なお、特別職は今後さらに増すであろう区民のニーズに対応していくことが期待されることから、その報酬等は、役割と職責に相応しいものとするとともに、社会経済情勢等も踏まえて決定すべきと考える。また、区長、副区長の地域手当については、区民に分かりやすい給料体系にするため、今後議論を深めるべきであるという意見があったことを申し添える。

最後に、特別職におかれでは、区民のおかれている現在の状況に十分留意し、区民の信託に応えるべく、今後とも不断の努力を継続されるとともに、活発な議会運営と効果的かつ効率的な行政運営を通じて、さらなる区民福祉の向上に尽力されるよう要望するものである。